

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>保険業法第 97 条の 2 第 1 項が内閣府令で一定の資産運用比率規制を定めることを予定しているにもかかわらず、内閣府令案でこの規制を全くなくしてしまうことは、法律の委任の限度を超えているのではないかという疑いが生じる。したがって、何かの機会を見て、法第 97 条の 2 第 1 項を削る等の法律改正を行うべきである。</p>	<p>従来の規制は撤廃しますが、今後の運用手法の多様化や経済情勢の変化によっては、特定の資産の運用制限を設けることが必要となることも考えられるため、法律上の根拠は存置することとしたものです。また保険業法第 97 条の 2 第 1 項は、資産運用に係る具体的な規定を内閣府令に委任しており、内閣府令において当該規定を定めないことについても、同項の委任の限度を超えているものではないと考えられます。</p>
2	<p>今回の改正は、一昨年 12 月 24 日付『金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン』p10 に沿った措置であると理解している。同アクションプランでは、『保険会社の経営の健全性を確保しつつ、機動的な資産運用を可能とするため、資産運用比率規制を撤廃する』とあるが、今回の改正では「経営の健全性を確保」するために特別に設けられた規定がないため、経営の健全性は、今回の改正以外の保険業法の規定に従っていれば確保されているとの理解でよいか。</p>	<p>資産運用比率規制については、金融審議会金融分科会第二部会報告（平成 19 年 12 月 18 日）において、ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討結果等を踏まえた上で、「廃止を含めた見直しを行うことが適当」とされていたところ、当該比率の精緻化・厳格化に係る規制が導入され、本年 3 月期の決算から適用されることになっております。こうした規制等によって、保険会社の経営の健全性が確保されるものと考えられます。</p>